

富山ブラック伝承会 会則

(名称)

第1条 当会は「富山ブラック伝承会」と称する。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、会長または役員の実業所におく。

(目的)

第3条 当会は、富山を代表するご当地らーめん「富山ブラック」のブランド力を高め、その名を全国に知らしめると共に、永く後世に伝承する為に活動することを目的とする。

(定義)

第4条 当会の会員が扱う富山ブラックの定義は次の通りとする。

- (1) スープの色が黒い醤油らーめんである。
- (2) ブラックペッパーを用いている。
- (3) (1) 及び (2) 項の特徴を応用した独自の商品。

(事業)

第5条 当会は第3条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) ホームページの作成・更新・運用等の事業。
- (2) イベントやプロモーション事業。
- (3) 会員相互の交流や情報交換を行なう事業。
- (4) その他当会の目的の達成に必要な事業。

(会員)

第6条 当会の構成員は正会員・賛助会員とする。

- (1) 正会員は富山ブラックを製造又は販売する事業者。
- (2) 賛助会員は正会員の取引先となり得る事業者、または当会を支援する団体で自ら当会への入会を希望する者。

(入会・会費)

第7条 当会に入会を希望する者は、会長宛に入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

2. 入会金として5,000円を入会時に支払うこと。
3. 入会初年度は年会費は免除し、次年度より年会費として5,000円を毎年支払うこと。
4. 入会金及び年会費は銀行振込によって支払い、振込手数料は会員の負担とする。
5. 1会員が複数の事業所(店舗)を登録する場合、入会金は1回のみで良しとし、年会費は1事業所目は5,000円、2事業所目以降は2,500円とする。

6. 会員は当会のホームページに登録することを原則とし、その登録費用として初回のみ1社あたり5,000円を支払うこと。

(機関・議決)

第8条 当会で議決を行なう機関として、総会及び役員会を置く。

2. 総会は正会員及び賛助会員で構成し、総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
3. 総会は会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 本会の解散に関する事項
 - (5) 会員の除名に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する事項
4. 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項、更には当会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。
5. 役員会は役員1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。
6. 複数の事業所を登録する会員の総会及び役員会における議決権は、それぞれ(1+2事業所目以降の登録数×1/2)票とする。

(役員)

第9条 当会に次の役員を置く。

- 会長(1名) 会長は本会を統括し、代表する。
 - 副会長(1~2名) 副会長は会長を補佐する。また、いずれかの1名は事務長を兼務する。
 - 監事(1名) 監事は会計を監査し、役員職務執行を監査する。
2. 役員は総会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、職務等は総会が定める。
 3. 会長・副会長・監事をもって役員会を構成する。
 4. 監事は役員会・総会に出席し、発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は総会を招集できる。

(事業年度)

第10条 当会の事業年度は毎年11月1日から翌年の10月31日とする。

(財産の管理)

第11条 当会の会計処理及び管理方法は役員会が定める。

(会則の改定)

第12条 会則の改定は総会において全会員の2/3以上の賛成をもって決する。

(退会)

第13条 退会を希望する会員は会長宛に退会届を提出し、任意に退会することができる。

2. 会員が次のいずれかに該当するときは退会届がなくとも退会したものとみなす。

(1) 倒産または廃業した時。

(2) 年会費を1年以上納入しない時。

(細則)

第14条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は役員会が定める。

(雑則)

第15条 この会則は2022年11月1日から施行する。

以上

【補足】

銀行口座 : 北陸銀行 富山駅前支店
普通 6079538
口座名義 富山ブラック伝承会

事務局 : 〒939-0351
富山県射水市戸破1555-1
(株式会社 天高く 内)
TEL 0766-56-9988
FAX 0766-56-9981
Email denshokai@toyamablack.jp